

## 旭川市ときわ市民ホール公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、旭川市ときわ市民ホール（以下、「市民ホール」という。）の来訪者の利便性向上を図るために旭川市（以下、「本市」という。）が整備した無線によるインターネット接続環境（以下、「無線LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (サービスの内容)

第2条 利用者は、本規約に同意した上で無線LANを利用してインターネットに接続することができる。なお、本サービスの利用開始をもって、利用者が本規約のすべての内容に同意したものとみなす。

### (利用可能場所及び利用時間)

第3条 無線LANの利用可能施設、利用場所及び利用時間は別表のとおりとする。

### (利用者の資格)

第4条 利用は個人のみとし、法人等による常用的・組織的利用は認めない。ただし、市長及び指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (無線LANの利用)

第5条 無線LANの利用を希望する者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア等を準備するものとする。

2 利用者は、無線LANの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

3 無線LANの利用に際し、申請書等は不要とする。

4 無線LANの利用料金は無料とする。

### (利用者資格の停止・取消)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長及び指定管理者は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用資格を停止もしくは取り消すことができるものとする。

(1) 第7条で禁止している事項に該当する行為を行った場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、本規約に違反した場合

(3) その他、利用者として不適切であると市長及び指定管理者が判断した場合

### (禁止事項)

第7条 利用者は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本市、指定管理者もしくは第三者の著作権その他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

- (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者もしくは本市及び指定管理者に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
  - (3) 第三者を誹謗中傷する行為
  - (4) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為もしくはそのおそれのある行為
  - (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
  - (7) 性風俗、宗教及び政治に関する活動
  - (8) パスワードを不正に使用する行為
  - (9) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、又は無線LANに関連して使用し、もしくは提供する行為
  - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (11) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータ送信
  - (12) 本サービスによりアクセス可能な本市、指定管理者もしくは第三者の情報を改ざん、消去する行為
  - (13) 第三者又は本市及び指定管理者に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為及び本サービスの運営を妨げる行為
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為又は市長及び指定管理者が不適切と判断する行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって本市、指定管理者、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は利用者の資格を喪失した後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第8条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれに該当する場合、利用者へ周知することなく、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 災害、事故、停電及びその他の非常事態により、当無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3) 当無線LANのシステムに係る設備やこれに関連するネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長及び指定管理者が当無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 当無線LANの運用の中止などの発生により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市及び指定管理者は一切の責めを負わないものとする。

(免責等)

第9条 本市及び指定管理者は当無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保

証も行わないものとする。

- 2 当無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、当無線LANサービスを通じて登録、提供もしくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピューターコンピューターウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他当無線LANに関連して発生した利用者の損害については、本市及び指定管理者は一切責任を負わないものとする。
- 3 当無線LANの利用において発生した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 当無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は利用者が行うものとし、個別の問い合わせには対応しないものとする。通信機器の機種、基本ソフトウェア、ウェブブラウザによって、当無線LANを利用できない場合があっても、本市及び指定管理者は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が当無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市及び指定管理者は一切の責任を負わないものとする。
- 6 本市及び指定管理者は、当無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録したり、特定のウェブサイトへの接続を制限したりすることができる。また、法令に基づき、官公庁、捜査機関等からその内容について、開示または提出を求められた際には、これに応じるものとする。

(本規約の変更)

第10条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則 本規約は、令和5年2月10日から施行する。

別表

利用可能施設	利用場所	利用時間
旭川市 ときわ市民ホール	・ 1階 ロビー ・ 1階 研修室101 ・ 4階 多目的ホール	毎月末日(12月を除く。)及び12月28日(これらの日が日曜日に当たるときはその前々日,土曜日にあたるときはその前日)並びに12月29日から翌年の1月4日までの休館日を除いた日で以下のとおりとする。 ・ 午前9時から午後10時まで

※ 電波伝搬の状況により、別表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。

※ メンテナンス等により、予告なくサービスを停止することがある。